

社会福祉法人 北区社会福祉事業団
役員報酬及び費用弁償に関する規則

(平成4年4月1日規則第5号)

改正 平成6年3月18日

改正 平成17年3月30日

改正 平成23年3月29日

改正 平成29年6月9日

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人北区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第22条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の額)

- 第3条 定款第22条第1項の規定による理事の報酬総額は、各年度3,480,000円以内とし、監事の報酬総額は480,000円以内とする。
- 2 理事長が法人及び施設の運営のためにその業務に当たった場合の報酬額は、日額25,000円とする。
 - 3 その他の役員が事業団の理事会、役員会、監査等に出席した場合の報酬額は、1回につき20,000円とする。
 - 4 北区及び事業団の常勤の職員には、前項の報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

- 第4条 理事長の報酬は、当該月分をまとめて翌月15日（その日が土曜日、日曜日に当たる場合は直前の金曜日）に支給する。
- 2 その他の役員の報酬は理事会等に出席の都度、支給する。
 - 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員が事業団の用務のため旅行するときは、順路によりその費用を弁償する。

2 役員が事業団の用務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とし、実費額により支給する。

3 費用弁償の支給方法は、事業団職員の例による。

(公表)

第6条 事業団は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年3月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日に遡及し適用する。

付 則

この規則は、平成29年6月9日から施行する。